

# 野田村耐震改修促進計画

平成 20 年 4 月

野 田 村

# 目 次

野田村耐震促進計画の概要	1
序 章 はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	5
2 耐震化の目標等	5
(1)住宅及び多数の者が利用する建築物	5
(2)公共建築物	7
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	9
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	9
(1)役割分担の考え方	9
(2)村の施策の推進方針	9
2 村が取り組む具体的施策の方向	10
(1)県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	10
(2)民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	11
(3)技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	12
(4)耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	13
(5)地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	14
第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力	16
1 指導等への協力	16
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	17
1 関係団体による協議会等の設置	17
(1)「岩手県耐震改修促進協議会」への加入	17
2 地震ハザードマップの作成	17
【参考資料】	18
◎多数の者が利用する建築物	18
◎地域防災に関する地図	19
◎地震揺れやすさマップ	21
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)	22
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	25
◎建築基準法(抄)	29

## 野田村耐震改修促進計画の概要

### ◎ 計画策定の趣旨

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震の発生の切迫性を考えれば、建築物の耐震診断・耐震改修の推進は本県においても取り組むべき重要な課題
- 耐震改修促進法が改正され、市町村が耐震改修促進計画を策定するよう努めることとされたこと
- 以上のことから、計画的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るため、計画を策定しようとするもの

### ◎ 計画の期間

平成 20 年度～平成 27 年度

### ◎ 耐震化率の目標

用 途 等	平成 19 年度(現状)	平成 27 年度(目標)
住 宅	5 7 %	6 5 %
多数の者が利用する建築物	2 2 %	1 0 0 %
うち学校	1 2 %	1 0 0 %
うち地方公共団体の庁舎	1 0 0 %	1 0 0 %

### ◎ 耐震診断の目標

用 途 等	目 標
住宅	平成 21 年度までに 40 戸、平成 22 年度から平成 27 年度までに 60 戸、合計 100 戸で実施
多数の者が利用する建築物	平成 27 年度までに 7 棟で実施
公共建築物 (公営住宅・学校・庁舎等)	平成 27 年度までに、旧耐震基準の建築物の耐震診断率を 100%とする。

### ◎ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### ○役割分担

- 所有者等……………第一に耐震化に取り組む
- 県……………市町村の取組みの支援、住所・市町村等への情報提供、県有施設の耐震化の率先実施
- 市町村……………所有者等への働きかけ、所有者等の取組みの支援、市町村有施設の耐震化の率先実施
- 建築関係団体……………普及・啓発や相談対応

#### ○村の施策

- 【方針 1】村有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等
- 村立学校の耐震化 等

【方針2】 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

木造住宅耐震診断支援・木造住宅耐震改修支援 等

【方針3】 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

耐震診断士認定制度、耐震改修事業者の育成・情報提供 等

【方針4】 耐震対策推進に向けた建築関係団体や組住民織等との連携による普及・啓発

耐震対策推進に向けた組織づくり、住民への情報提供・耐震診断の普及・啓発 等

【方針5】 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

震災時の拠点となる建築物の機能確保、緊急輸送道路の確保、ブロック塀等の安全対策 等

◎ 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

○耐震改修促進法及び建築基準法に基づき、県が指導等を行うべき対象建築物があり、指導等に際し村に要請がある場合はこれに協力することとする。

◎ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

○関係団体による協議会等への加入

「岩手県耐震改修促進協議会」

県・市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会で耐震化を促進

## 序 章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、全国のいっどこで発生してもおかしくない状況にあると考えられます。

本県関連でも、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震の発生の切迫性が指摘されており、建築物の耐震診断や耐震改修の推進は、本村においても取り組むべき重要な課題です。

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」が平成17年11月7日改正、平成18年1月26日に施行され、市町村は都道府県耐震改修促進計画を勘案して策定するよう努力することとされました。
- 以上のことから、村では、計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的に、「野田村耐震改修促進計画」を策定しようとするものです。

### 2 計画の性格

- この計画は、耐震改修促進法第5条に基づいて策定しており、本村の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- なお、この計画は、喫緊の課題である「建築物の耐震化」の対策を主眼にしていますが、本村の地震防災対策の基本は「野田村地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても「野田村地域防災計画」に反映させていくこととします。

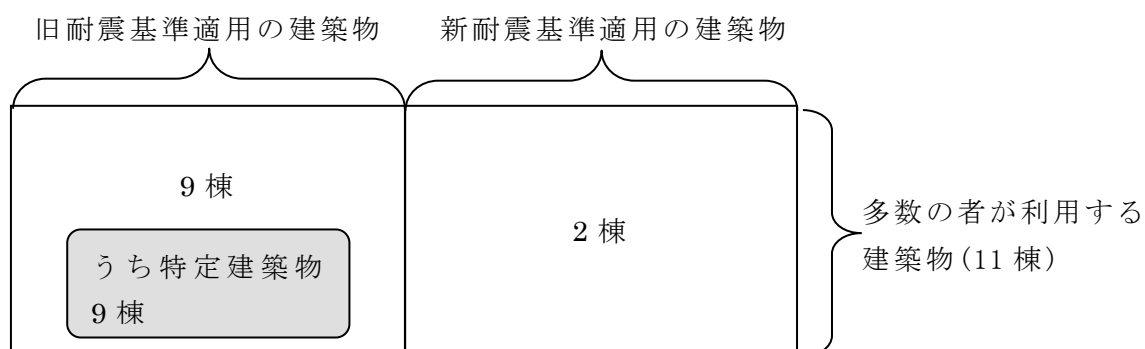
### 3 計画の期間

平成20年度から平成27年度までの8年間

※ 凡例・用語

野田村耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村を除く）については当該市町村長、その他の市町村については知事。（盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事）
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）第 2 条第 2 項に規定する規模以上の建築物（建築物の用途に応じて、階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上等。23 ページ参照）のうち村の施設
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた、耐震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工する（した）建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定建築物	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる「既存不適格」の建築物

※ 建築物の区分



※数値は平成 18 年度

## 第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震(1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸よりの海域を震源域として繰り返し発生する大地震)」が発生する確率は、平成20年1月から10年以内では60%程度、30年以内では99%となっています。県南部を中心に、県内の広い地域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県においては、沿岸を中心として14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 岩手県地域防災計画によれば、建物の全壊棟数は、最大で5,313棟(北上低地西縁断層郡北部地震 マグニチュード7.4 想定)と想定されています。

### 2 耐震化の目標等

#### (1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

##### ① 耐震化の現状(平成19年度)

**住 宅**……………総数約1,950戸のうち約1,120戸(約57%)が耐震性有りとして推計されています。

**多数の者が利用する建築物**…総数9棟のうち2棟(約20%)が耐震性有りとして推計されています。

##### ② 耐震化の目標(平成27年度)

**住 宅**……………耐震化率を65%とすることを目標とします。

**多数の者が利用する建築物**…耐震化率を100%とすることを目標とします。

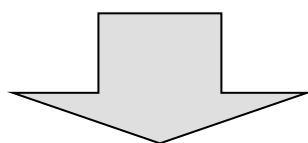
##### ③ 耐震診断の目標

**住 宅**……………平成21年度までに40戸、平成22年度から平成27年度までにさらに60戸の耐震診断が実施され、旧耐震基準による木造住宅の1割にあたる100戸において耐震診断が行われることを目標とします。

**多数の者が利用する建築物**…旧耐震基準による建築物で耐震診断未実施のものうち、建替えや用途廃止等が決定しているものを除き、平成27年度までに耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	平成 19 年度(現状)				
	総数 A	旧耐震基準 による建築 物 B	耐震性有り C	新耐震基準 による建築 物 D	耐震化率 E
住宅	1,953	948	110	1,005	57%
多数の者が利用する建築物	9	7	0	2	22%



用途等	平成 27 年度(目標)					
	総数 F	旧耐震基 準による 建築物 G	現状で耐 震性有り H	平成 27 年 度までに 改修 I	新耐震基 準による 建築物 J	耐震化率 K
住宅	2,040	830	100	20	1,210	65%
多数の者が利用する建築物	9	7	0	7	2	100%

※単位：戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件 (住宅を除く)	小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
	老人ホーム、老人福祉センター等	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上

※耐震化率：  $E = (C+D) / A$  、  $K = (H+I+J) / F$



(2) 公共建築物

① 耐震化の現状(平成 19 年度)

学 校……………8 棟のうち 1 棟(12%)が耐震性有りと推計されています。

地方公共団体の庁舎……………1 棟のうち 1 棟(100%)が耐震性有りと推計されています。

② 耐震化の目標(平成 27 年度)

学 校……………耐震化率を 100%とすることを目標とします。

③ 耐震診断の現状(平成 19 年度)

学 校……………旧耐震基準の 7 棟中 7 棟(100%)の耐震診断を実施しました。

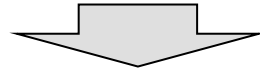
地方公共団体の庁舎……………耐震性有となっております。

④ 耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、平成 27 年度までに多数の者が利用する建築物の耐震診断率を 100%とすることを目標とします。

公共建築物

用途等	平成 19 年度(現状)								
	総数 A	旧耐震基準による建築物				新耐震基準による建築物 E	耐震性有りの建築物 (推計値) F	耐震化率 (推計値) G	
		耐震診断済 C	診断率 C/B	耐震性有り D					
学校	8	7	7	100%	0	1	12%		
地方公共団体の庁舎	1	0	0	0%	0	1	100%		



用途等	平成 27 年度(目標)						
	総数 H	旧耐震基準による建築物			平成 27 年度までに耐震化 K	新耐震基準による建築物 L	耐震化率 M
		現状で耐震性有り J					
学校	8	7	0	7	1	100%	
地方公共団体の庁舎	1	0	0	0	1	100%	

※単位：棟

※規模要件

小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
幼稚園	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上

※耐震化率：  $G = F / A$  、  $M = (J + K + L) / H$

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

#### (1) 役割分担の考え方

##### ①住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要があります。

##### ②市町村の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・市町村有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、市町村有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

##### ③建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

#### (2) 村の施策の推進方針

県内では、宮城県沖地震等により、震度5弱以上の強い揺れが発生する地域が県全域に及ぶことが想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、村は、全村域を耐震対策に取り組むべき地域と考え、以下の5つの基本方針で施策を推進します。

##### 【方針1】

村有施設の耐震診断・改修の率先実施

- ・村有施設は、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

##### 【方針2】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・村では、平成18年度に「木造住宅耐震診断事業」を創設するなど、まず村民にとって最も身近で生活基本となる木造住宅に対する耐震診断を促進してきました。

- ・ 今後は、さらに広範に、住宅全般及び不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震診断を促進し、村民が接する機会の多い建築物についての耐震性能を知り得る環境を整備します。
- ・ 木造住宅については、これまでの耐震診断実績を踏まえながら、耐震改修を行いやすい環境を整備します。

### 【方針3】

#### 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

- ・ 耐震診断・耐震改修の技術水準の平準化のための環境を整備します。
- ・ 耐震診断においては、木造住宅に加え、幅広い用途の建築物の耐震診断への対応や、耐震診断士の技術的水準の維持・向上を行うための環境を整備します。
- ・ 耐震改修においては、安心して耐震改修を受けられるよう、情報提供や優良な業者の育成に努めます。

### 【方針4】

#### 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・ 県、市町村に加え、建築関係団体とも協力した体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
- ・ 住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるような環境を整備します。
- ・ 住民や所有者に対して、まち全体の耐震化への意識を高めるための活動の支援を行います。

### 【方針5】

#### 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

- ・ ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、エレベータの閉じ込め防止対策等を講じます。

## 2 村が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針5】に基づき、次のような施策に取り組めます。

### 【方針1】

#### (1) 村有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

##### ① 村有施設の耐震診断・耐震改修

- ・ 村有施設のうち、学校、病院、庁舎など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、率先して耐震診断や耐震改修を進めます。

【学校】……特に体育館等が災害時の避難場所として指定されている場合が多くなっています。このため、耐震化が十分でない診断さ

れた学校については、耐震改修や建替えを実施することにより、すべての村立学校の耐震化を図ることとします。

**庁舎**………村庁舎は、災害時の拠点施設として重要な役割を担います。このため、災害時の拠点機能の確保を図ることとします。

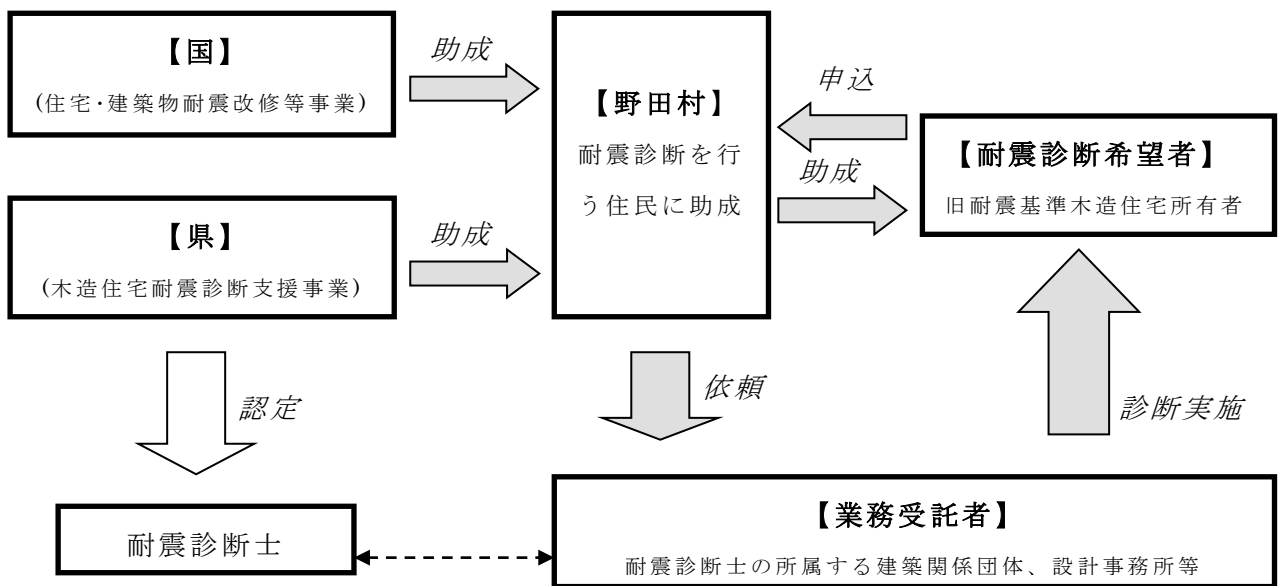
**【方針 2】**

(2) **民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり**

① **木造住宅耐震診断支援事業【重点項目】**

- ・旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に、要する経費の一部について村が助成を行います。

<イメージ>



- ・木造住宅の耐震診断は、平成 18 年度から毎年度の計画戸数を 10 戸として取組みを開始しました。
- ・平成 27 年度までに、旧耐震基準による木造住宅の 1 割にあたる 100 戸において耐震診断が行われるよう、さらに木造耐震診断の支援を推進します。

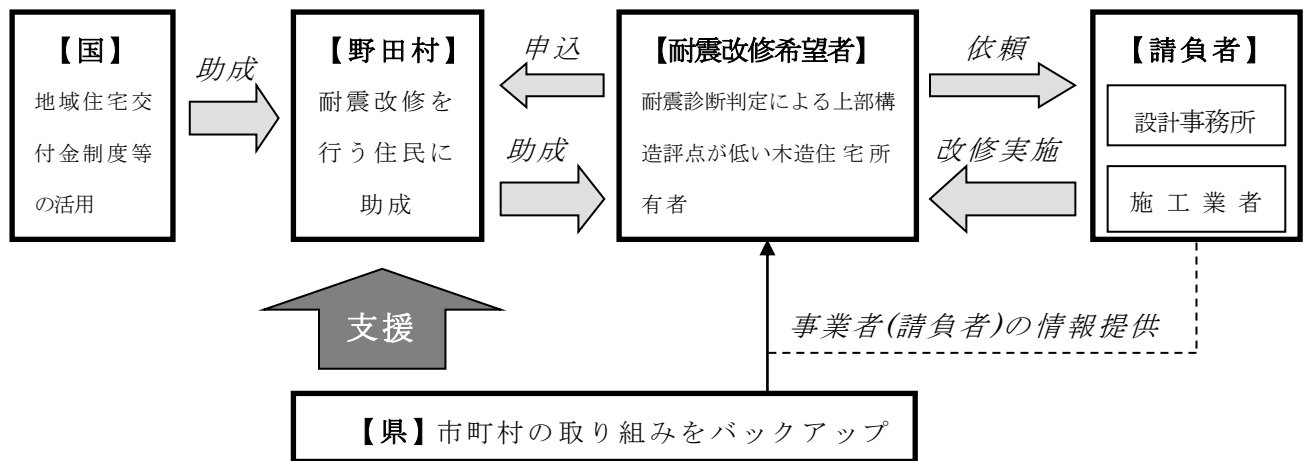
<実績及び計画戸数>

	H 18(実績)	H 19～H 21(計画)	H 22～H 27(計画)
累計	10 戸	40 戸	100 戸

② **木造住宅の耐震改修への支援【重点項目】**

- ・耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震設計や耐震改修工事の取組みを支援します。

<イメージ>



③リフォーム事業にあわせた耐震改修の促進

- ・バリアフリー化や水廻り整備等のリフォーム費用への助成を行う者に対し、これにあわせた耐震化工事について、住民へ啓発するとともにその費用も助成対象とする

【方針3】

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境

①耐震診断士認定制度の活用

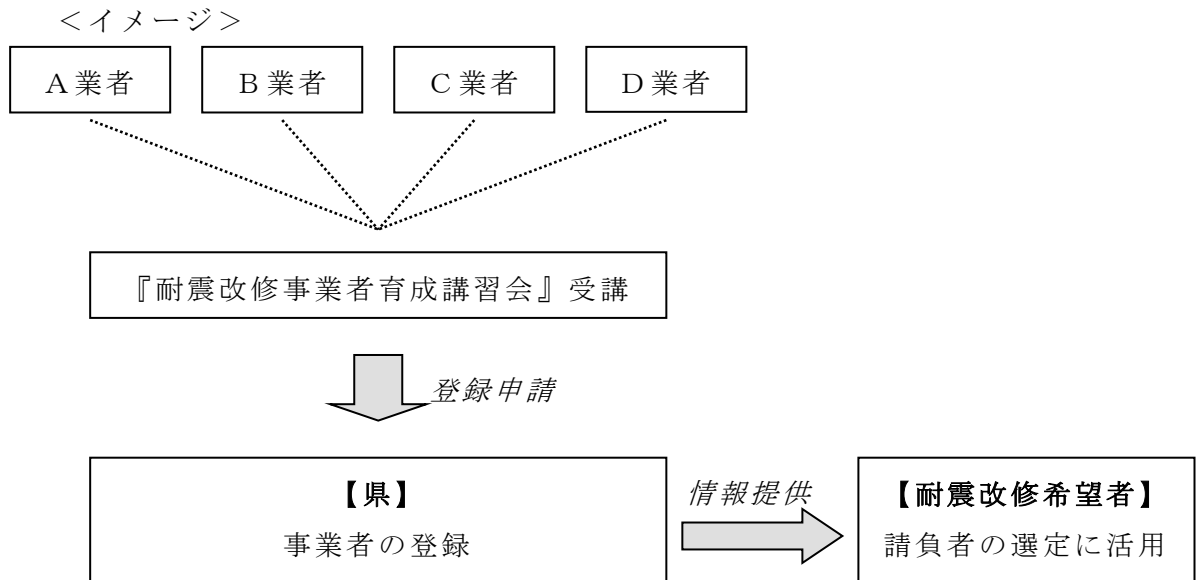
平成17年度に「岩手県木造住宅耐震診断士認定制度」が創設され、平成18年度までに約1,000人の耐震診断士が育成されており、今後とも、数多くの木造住宅の耐震化が必要なことから、この制度を活用し、耐震診断の啓発に努めます。

②技術普及講習会への参加促進

認定された耐震診断士について、診断の技術水準の維持・向上を図るため、岩手県が開催する耐震診断及び耐震改修の事例や最新の技術動向等を紹介する耐震診断・耐震改修技術講習会への参加を促進します。

③耐震改修事業者の情報提供【重点事項】

住民が安心して耐震改修を行うことができるよう、岩手県に登録された耐震改修の技術を有する事業者（「いわて木造住宅耐震改修事業者」）の情報を提供していきます。



④耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備

建築関係団体における相談窓口の常設化を図り、耐震診断や耐震改修の総合情報提供窓口を設置します。

＜具体的取組例＞

- ◇住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介
- ◇耐震改修方法等についての定期的な相談
- ◇耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報の提供
- ◇耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開

なお、これらの情報は各種のホームページも活用して情報提供を行います。

⑤リフォーム相談員制度の活用

住宅リフォームについては、岩手県において平成17年度に「高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度」が創設されたところです。

今後、高齢者向け住宅以外の建築物についても、リフォームにあわせた耐震改修の的確なアドバイスができる制度の活用を図ります。

**【方針4】**

(4) **耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発**

①耐震対策推進に向けた組織づくり

- ・県、市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い、普及・啓発を行います(第4章再掲)。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを最新情報を踏まえつつ作成し、全戸配布を行う等、住民、所有者及び利用者に効果的に配布します。
- ・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
- ・専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。
- ・住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による県全域の危険性の

程度等を県や国の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ)について、住民へ周知を図ります。

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・地域全体の耐震性を向上させるため、まちづくりによる抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」の気運を醸成します。

**【方針5】**

(5) **地震時の建築物の総合的な安全対策の推進**

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に、震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び村の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路に加えて、別に定める「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」に沿った建築物について、本計画期間において耐震化に努めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

- ・人口が多い地域を中心に、通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀について、県と村が協力して巡回する等による危険箇所の把握を村全域で実施します。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促す指導を進めます。

④窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

⑤安全なエレベータ対策の推進

- ・地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し、



最寄階に停止し、ドアを開放する装置の設置を推進するための実態把握や普及啓発等を推進します。

- エレベータの点検に当たっては、所有者等の不具合情報を確認しながら行うことを徹底するなど、所有者と検査担当者が協力しながら、的確な点検が行われるよう努めます。

### 第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

#### 1 指導等への協力

耐震改修促進法及び建築基準法に基づき、県が指導等を行うべき対象建築物があり、指導等の際し村に要請がある場合はこれに協力することとする。

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会等への加入

耐震改修促進計画は、村だけではなく、それぞれの関係者が協力しながら推進する必要があるため、関係者からなる計画推進のための協議会等に加入します。

#### (1) 「岩手県耐震改修促進協議会」への加入〔重点項目〕

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会に加入し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

<岩手県耐震改修促進協議会のイメージ>

##### ◇協議会の構成イメージ

- ・ 県
- ・ 市町村
- ・ 財団法人岩手県建築住宅センター
- ・ 住宅金融公庫(平成19年4月から独立行政法人住宅金融支援機構)
- ・ 建築、不動産関係団体等

##### ◇活動イメージ

- ・ 耐震診断促進月間の設定
  - 例) 防災月間の取組み等との連携
- ・ 協議会としての普及・啓発活動
  - 例) 住民や建築物所有者に対する普及啓発
  - 耐震診断、耐震改修に関する技術力向上・技術者の育成
  - 住民に対する耐震診断の動機付けの取組み
  - 耐震診断、耐震改修に関する相談対応
- ・ 耐震診断促進のための即地的活動
  - 例) 個別訪問の実施

また、広域(地方)振興局等の単位で設置している岩手県安全安心推進協議会の地域ブロック協議会等を活用し、計画を推進します。

### 2 地震ハザードマップの作成

防災担当部局と連携し、地震ハザードマップを作成し村民の防災意識の啓発に努めます。

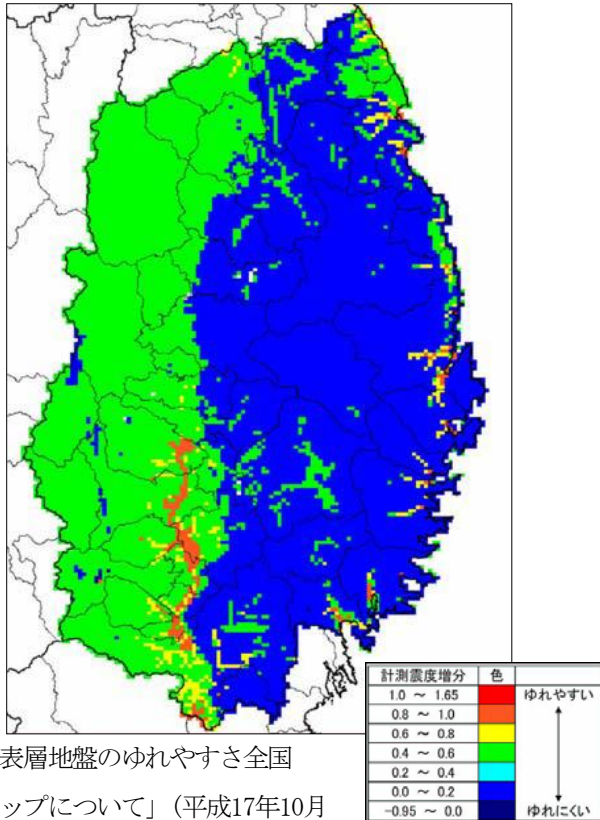
また、必要に応じてその都度見直しを行うこととします。

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条、耐震改修促進法施行令第2条関係)

用途		規模要件	指示対象となる規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上

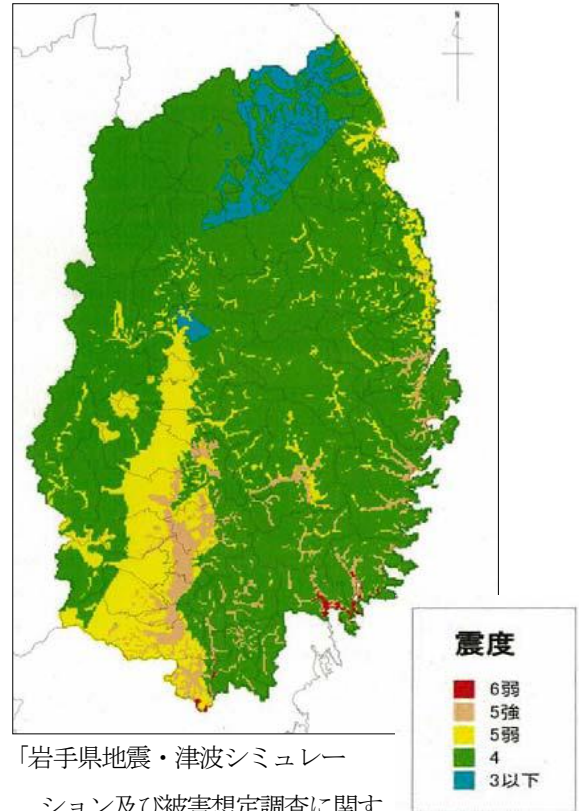
◎地域防災に関する地図

表層地盤のゆれやすさマップ



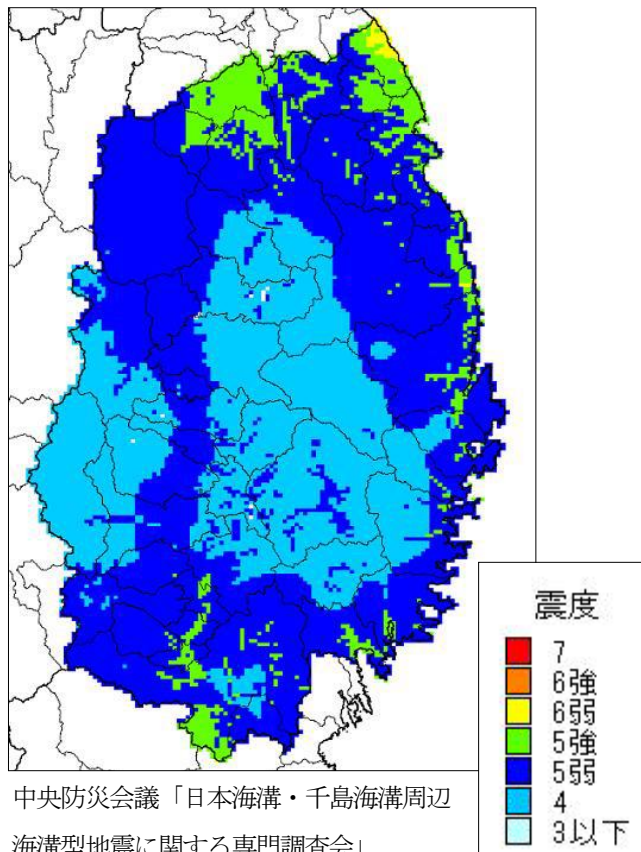
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」(平成17年10月19日 内閣府(防災担当))

震度の予測結果図(想定：宮城県沖連動地震)



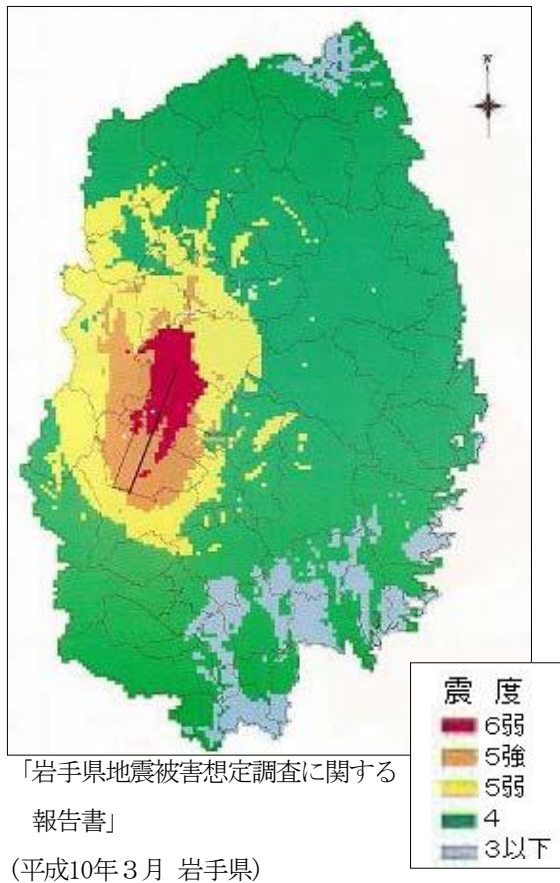
「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書」(平成16年11月 岩手県)

震度の予測結果図(想定：三陸沖北部の地震)

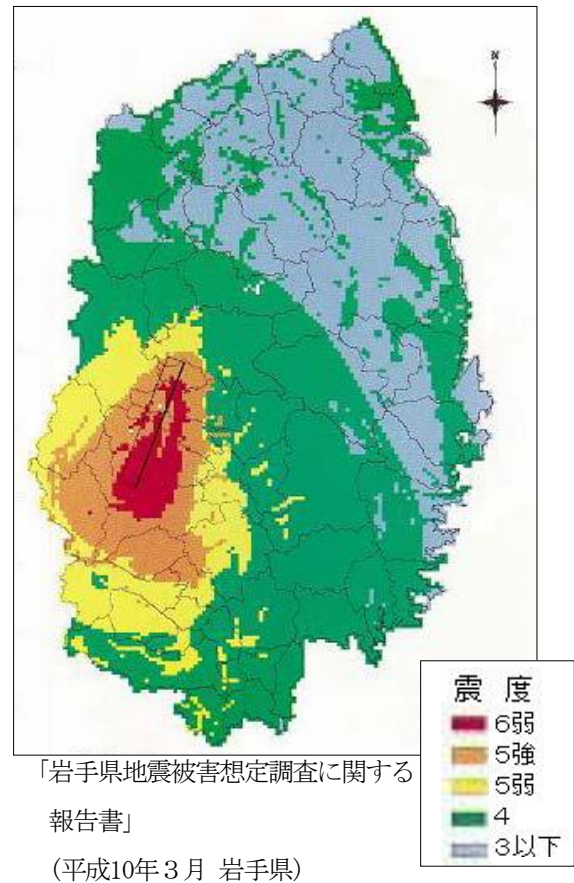


中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

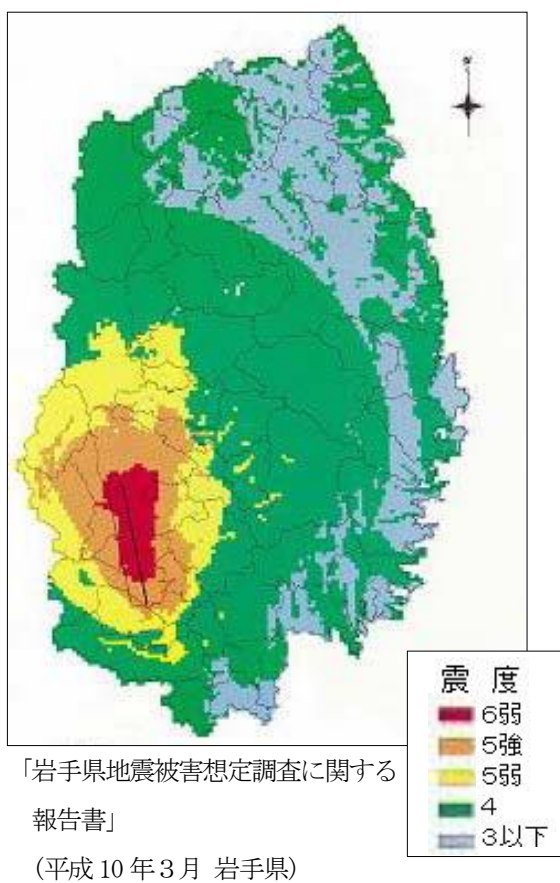
予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層群北部地震(南側から破壊))



予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層群北部地震(北側から破壊))



予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層群南部地震)



平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号

改正 平成 8 年 3 月 31 日法律第 21 号  
平成 9 年 3 月 31 日法律第 26 号  
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号  
平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号  
平成 17 年 11 月 7 日法律第 120 号  
平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資する目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

## 第 2 章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

### (基本方針)

第 4 条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項



五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められた場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められた場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社(昭和40年法律第124号)第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、地帯なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の



規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの  
(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成7年政令第428号で平成7年12月25日から施行)

附 則(平成17年11月7日法律第120号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成18年政令第7号で平成18年1月26日から施行)

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を構ずるものとする。

平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号

改正 平成 8 年 3 月 31 日政令第 87 号  
平成 9 年 8 月 29 日政令第 274 号  
平成 11 年 1 月 13 日政令第 5 号  
平成 11 年 10 月 1 日政令第 312 号  
平成 11 年 11 月 10 日政令第 352 号  
平成 16 年 6 月 23 日政令第 210 号  
平成 18 年 1 月 25 日政令第 8 号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第 2 号に掲げる建築物にあつては、地方自治体(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令 338 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。)が 1 万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第 51 条(同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第 2 条 法第 6 条第 1 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場

- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積が合計500平方メートルのもの
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
  - 三 学校(幼稚園及び小学校を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
  - 四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの  
(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する建築物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス(次号及び第6号に掲げるものを除く。)
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。)とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
  - イ 火薬 10トン
  - ロ 爆薬 5トン
  - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
  - ニ 銃用雷管 500万個
  - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
  - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名

の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量

- 三 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30 トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
- 五 マッチ 300 マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第 8 号に掲げるものを除く。） 2 万立方メートル
- 七 圧縮ガス 20 万立方メートル
- 八 液化ガス 2000 トン
- 九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン
- 十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン

3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第 4 条 法第 6 条第 3 号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12 メートル以下の場合 6 メートル
- 二 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第 5 条 法第 7 条第 2 項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第 7 条第 2 項第 3 号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
- 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの  
（報告及び立入検査）

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

附 則（抄）

1 この政令は、次の施行の日（平成7年12月25日）から施行する。

附 則（平成18年1月25日政令第8号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規程による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

お問い合わせ先 **野田村地域整備課**

〒028-8201 九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

TEL : 0194-78-2932

FAX : 0194-78-3995

URL : <http://www.vill.noda.iwate.jp/>